

うるま市総合教育会議運営要綱

平成27年10月23日

うるま市総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、うるま市の教育に資するため、うるま市総合教育会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、市長が議事の進行を行う。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料する場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取及び説明)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めると、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

- 2 会議には、執行機関の職員を説明員として出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する議事の詳細
- (4) その他市長が必要と認めた事項

3 議事録には、教育長及び作成者が署名するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。